

平成19年4月 2日み自第 27号
平成29年3月30日み自第794号
令和 4年9月 9日み自第323号
〔一部改正〕 令和 8年10月 5日8み自第77号

やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方

- 1 やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的(森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策)に合致すること。
- 2 緊急又は重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策として、「やまがた緑環境税の評価・検証について」(令和8年10月)に取りまとめた「令和9年度以降のやまがた緑環境税活用施策のあり方」に合致すること。
- 3 原則として、他の特定財源が充当されていない事業であること。

以上、上記三つの原則をすべて満たすものを税充当の対象事業とする。

なお、基本原則1に掲げる「森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」の解釈及び具体的例示については、別紙のとおりとする。

(別 紙)

「公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」について

1 維持増進に関する施策

- (1) 森林の有する公益的機能が損なわれることにならないように行う施策
- (2) 森林の有する公益的機能を高めるために行う施策

(事例)

ア 管理放棄された森林を、針葉樹・広葉樹が交じり合った森林や、様々な林齢から構成される森林など環境保全機能が高い森林へ誘導するもの

2 持続的な発揮に関する施策

- (1) 森林の有する公益的機能が将来にわたり継続して発揮されるよう実施する施策
- (事例)

ア 次代を担う小中学生や、一般県民に森林がもたらす様々な恩恵を正しく教示し、自然環境へ対する関心を高め、自ら進んで環境保全に取り組む意識醸成をはかるもの

イ 森林は、単に樹木のみで構成されているものではなく、植生、野生鳥獣、昆虫など互いに支えあって森林が成り立っていることから、森林及びその周辺の自然環境(森林の公益的機能の発現と密接な関わりのあるもの)の保全を行う取り組み

ウ 森林が育む水は、河川等の水系を経由して県民に届くものであることから森林の公益的機能を県民に届けるための河川等の浄化能力の再生などの水環境保全の取り組み

3 維持増進・持続的な発揮の両方に係る施策

(事例)

ア 一般県民が行う森づくりや自然環境のボランティア活動、学校教育の場面における森づくり等によって森林や自然環境への関心を深め、支える意識の醸成を図ると同時に、森林の公益的機能の維持増進を図るもの。

4 森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策に該当しないもの

- (1) 化学的・物理的な水質改善等の環境保全の取り組み
- (2) 森林や水辺等の生態系から切り離れた希少動植物の保全
- (3) 省エネ、ゴミの減量化など生活系の環境学習
- (4) その他森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に直接関わらないもの